平成２２年（フ）第５００号
大分市大字千歳295番地の５
債務者　村田　道義
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３５７号
山形県上山市長清水３丁目６番11号
債務者　南條　克己
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時５分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
山形県東置賜郡高畠町大字亀岡3208番地、前住所山形県東置賜郡高畠町大字露藤2154番地の１
債務者　今井　陽一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８０号
山形県米沢市万世町桑山4160番地
債務者　竹田カツ子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１８２号
山形県米沢市桜木町２番80号パル桜木208号室
債務者　大川　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１９０号
山形県米沢市門東町２丁目５番11号メゾン・デュモンド301号室
債務者　岡田　真紀
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第１９３号
山形県米沢市金池２丁目８番16号庄司ハイツ103号室
債務者　高橋　容子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５２３号
埼玉県越谷市蒲生４丁目13番41号、住民票上の住所岡山県岡山市北区国体町４番30―2102号
債務者　山本　栄哲
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６２０号
埼玉県吉川市吉川団地５番14号402
債務者　吉田　　彰
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第７８９号
埼玉県入間郡三芳町大字北永井948番地28
債務者　佐々木一輝
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８４４号
埼玉県川越市砂新田５丁目31番地26
債務者　窪谷　　豊
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５４号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目４番13棟704号、前住所埼玉県ふじみ野市鶴ケ舞３丁目２番９号　コーポヒロ202
債務者　佐久間　馨
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８５７号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目３番地11
債務者　モリズミ　ソンポーン
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３０６号
千葉県富里市大和258番地56
債務者　加藤　　剛
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０７号
千葉県富里市大和258番地56
債務者　加藤　早苗
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３５８号
千葉県富里市日吉台５丁目17番地３　第二宮前ビル311号
債務者　村塚　政春
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３６１号
千葉県印旛郡酒々井町中川34番地３　グランベールイトウ２―103
債務者　水野　勝美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
千葉地方裁判所佐倉支部